

第2章

高齢者福祉・介護保険・ 後期高齢者医療

1. 高 齢 者 人 口

平均寿命の伸長と出生率の低下により、我が国の人口構成は急速に少子高齢化が進んでいる。

総人口に占める65歳以上の高齢者の割合(高齢化率)をみると沖縄県の老年人口(令和7年10月1日現在)は、357,555人で総人口の24.1%を占めている。(高齢者福祉関係基礎資料より)

本市においては、令和7年3月末現在の総人口は、114,803人、65歳以上の高齢者24,988人で高齢化率21.8%であり県下では若い都市となっている。しかし、“人生80年時代”という長寿社会を迎え、下記に示す高齢化率の推移からも明らかなように、本市においても人口の高齢化は確実に進んでいる。

(1) 本市における高齢化率の推移

(各年度3月31日現在)

年 度	人 口(A)人	65歳以上(B)人	高齢化率(B/A) %
平成18年度	108,707	13,949	12.8
平成19年度	109,373	14,533	13.2
平成20年度	110,285	15,167	13.7
平成21年度	110,894	15,526	14.0
平成22年度	111,463	15,478	13.9
平成23年度	112,413	15,843	14.1
平成24年度	113,752	16,810	14.8
平成25年度	113,893	17,666	15.5
平成26年度	113,974	18,563	16.3
平成27年度	113,580	19,538	17.2
平成28年度	113,578	20,401	18.0
平成29年度	113,447	21,251	18.7
平成30年度	114,531	21,778	19.0
令和元年度	114,830	22,784	19.8
令和2年度	115,422	23,314	20.2
令和3年度	115,112	23,882	20.7
令和4年度	114,868	24,170	21.0
令和5年度	114,825	24,624	21.4
令和6年度	114,803	24,988	21.8
令和7年度	115,532	25,301	21.9

*令和7年度は、令和7年10月31日現在の数値である。

(2) 行政区別高齢者人口・65歳以上単身者数

令和7年3月31日現在

	行政区名	総人口(人) (A)	65歳以上 人口(人) (B)	65歳以上 男性(人)	65歳以上 女性(人)	高齢化率 (%) (B/A)	65歳以上 単身者(人) (C)	一人暮らし 率(%) (C/B)
1	仲間	2,908	601	286	315	20.7%	206	34.3%
2	安波茶	1,413	363	165	198	25.7%	133	36.6%
3	伊祖	3,858	829	392	437	21.5%	296	35.7%
4	牧港	5,106	1,078	471	607	21.1%	407	37.8%
5	港川	5,688	989	434	555	17.4%	337	34.1%
6	城間	4,457	1,071	448	623	24.0%	409	38.2%
7	屋富祖	4,105	1,021	451	570	24.9%	431	42.2%
8	宮城	9,512	1,886	817	1,069	19.8%	738	39.1%
9	仲西	3,013	715	297	418	23.7%	390	54.5%
10	小湾	4,615	956	418	538	20.7%	324	33.9%
11	勢理客	4,497	1,020	455	565	22.7%	386	37.8%
12	内間	9,150	1,881	829	1,052	20.6%	694	36.9%
13	沢岨	4,280	813	374	439	19.0%	240	29.5%
14	経塚	5,237	865	394	471	16.5%	318	36.8%
15	前田	5,819	1,099	475	624	18.9%	332	30.2%
16	西原一区	2,289	422	207	215	18.4%	143	33.9%
17	西原二区	2,830	593	303	290	21.0%	255	43.0%
18	当山	1,772	355	166	189	20.0%	123	34.6%
19	大平	4,624	1,098	480	618	23.7%	357	32.5%
20	広栄	753	242	107	135	32.1%	91	37.6%
21	茶山	937	272	121	151	29.0%	81	29.8%
22	緑ヶ丘	2,064	501	226	275	24.3%	179	35.7%
23	浦城	4,371	674	262	412	15.4%	236	35.0%
24	浦添ニュータウン	1,926	600	257	343	31.2%	189	31.5%
25	牧港ハイツ	320	122	48	74	38.1%	41	33.6%
26	浦添グリーンハイツ	1,875	651	264	387	34.7%	268	41.2%
27	浅野浦	5,240	940	405	535	17.9%	318	33.8%
28	前田公務員宿舎	131	4	1	3	3.1%	-	0.0%
29	港川崎原	267	44	17	27	16.5%	23	52.3%
30	上野	920	290	128	162	31.5%	122	42.1%
31	マチナトタウン	1,524	334	147	187	21.9%	131	39.2%
32	神森	1,172	307	124	183	26.2%	100	32.6%
33	浦西	1,748	663	306	357	37.9%	117	17.6%
34	安川	578	155	64	91	26.8%	29	18.7%
35	当山ハイツ	1,077	210	95	115	19.5%	58	27.6%
36	浦添ハイツ	270	94	42	52	34.8%	24	25.5%
37	県営経塚団地	279	115	42	73	41.2%	24	20.9%
38	浦添市街地住宅	321	145	58	87	45.2%	48	33.1%
39	県営沢岨高層住宅	227	85	30	55	37.4%	24	28.2%
40	陽迎橋	3,255	377	181	196	11.6%	115	30.5%
41	県営港川団地	319	140	52	88	43.9%	40	28.6%
90	キャンプキンザー	56	4	0	4	7.1%	1	25.0%
	合計	114,803	24,624	10,839	13,785	21.4%	8,778	35.6%

高齢者福祉関係基礎資料

令和7(2025)年10月1日現在

単位：人、%

市町村名	人 口							人口比率	
	総人口 A	Aのうち 外国人 登録者	65歳 以上人口		75歳 以上人口		B/A	C/A	
			B	Bのうち 外国人 登録者	C	Cのうち 外国人 登録者			
1 那 覇 市	312,296	8,774	78,638	256	41,123	85	25.2%	13.2%	
2 宜野湾市	100,350	2,380	21,376	163	10,736	59	21.3%	10.7%	
3 石 垣 市	49,452	1,127	12,076	42	5,499	7	24.4%	11.1%	
4 浦 添 市	115,352	1,878	25,214	69	12,678	23	21.9%	11.0%	
5 名 護 市	65,172	1,168	15,840	49	7,751	16	24.3%	11.9%	
6 糸 満 市	62,127	1,523	14,843	33	6,854	17	23.9%	11.0%	
7 沖 縄 市	141,670	2,425	32,008	278	15,933	117	22.6%	11.2%	
8 豊見城市	65,818	658	13,918	27	6,868	13	21.1%	10.4%	
9 うるま市	127,204	2,153	30,648	178	15,086	79	24.1%	11.9%	
10 宮古島市	55,505	1,299	15,744	22	7,145	8	28.4%	12.9%	
11 南 城 市	47,208	495	12,505	29	6,245	9	26.5%	13.2%	
12 国 頭 村	4,405	73	1,710	5	839	2	38.8%	19.0%	
13 大宜味村	2,913	34	1,232	5	606	4	42.3%	20.8%	
14 東 村	1,663	22	652	1	317	1	39.2%	19.1%	
15 今帰仁村	9,108	106	3,276	10	1,609	4	36.0%	17.7%	
16 本 部 町	12,891	300	4,423	22	2,100	9	34.3%	16.3%	
17 恩 納 村	11,313	1,458	2,811	34	1,393	10	24.8%	12.3%	
18 宜野座村	6,593	113	1,589	5	823	1	24.1%	12.5%	
19 金 武 町	11,489	243	3,088	27	1,693	11	26.9%	14.7%	
20 伊 江 村	4,175	26	1,654	1	776	0	39.6%	18.6%	
21 読 谷 村	42,292	1,104	9,997	99	4,802	42	23.6%	11.4%	
22 嘉手納町	12,921	166	3,335	20	1,721	8	25.8%	13.3%	
23 北 谷 町	29,164	1,208	6,255	82	3,214	31	21.4%	11.0%	
24 北中城村	17,935	443	4,250	93	2,204	51	23.7%	12.3%	
25 中 城 村	22,789	353	4,836	19	2,262	5	21.2%	9.9%	
26 西 原 町	35,547	816	8,661	14	4,100	4	24.4%	11.5%	
27 与那原町	19,780	213	4,489	21	2,188	9	22.7%	11.1%	
28 南風原町	41,441	291	8,535	13	4,130	6	20.6%	10.0%	
29 渡嘉敷村	666	29	176	1	84	1	26.4%	12.6%	
30 座間味村	864	14	203	0	95	0	23.5%	11.0%	
31 粟 国 村	642	7	249	0	119	0	38.8%	18.5%	
32 渡名喜村	277	2	139	0	72	0	50.2%	26.0%	
33 南大東村	1,170	47	330	0	147	0	28.2%	12.6%	
34 北大東村	562	38	158	0	61	0	28.1%	10.9%	
35 伊平屋村	1,176	10	398	0	182	0	33.8%	15.5%	
36 伊是名村	1,221	31	445	0	187	0	36.4%	15.3%	
37 久米島町	6,980	91	2,318	3	1,105	0	33.2%	15.8%	
38 八重瀬町	33,551	273	7,791	12	3,652	2	23.2%	10.9%	
39 多良間村	1,012	12	343	1	162	0	33.9%	16.0%	
40 竹 富 町	4,192	87	1,031	2	451	1	24.6%	10.8%	
41 与那国町	1,660	15	381	1	159	0	23.0%	9.6%	
計	1,482,546	31,505	357,565	1,637	177,171	635	24.1%	12.0%	

※本表は、各市町村から報告のあった令和7年10月1日現在の住民基本台帳のデータに基づく数値を取りまとめたものです。

2. 在宅福祉対策の現状

(1) 要援護高齢者対策

高齢者は、寝たきりや認知症などで支援が必要になった場合でも、できる限り住み慣れた地域や家庭で生活ができることを望んでおり、そのためには、高齢者や介護にあたる家族が安心して過ごせるような在宅福祉サービスの充実を図っていくことが重要である。

本市では、ただこ高齢者プランに基づき、高齢者在宅福祉サービス事業の充実を図っている。

① 配食サービス事業(平成11年7月より実施)

○ 事業の目的

高齢や疾病等の理由で食事の調理や手配が困難な在宅の高齢者に、栄養バランスのとれた食事を定期的に提供するとともに安否確認を行い、健康で自立した生活を送ることができるように支援することを目的とする。

○ 対象者

(1) おおむね65歳以上の単身世帯

(2) おおむね65歳以上のみの世帯又はこれに準ずる世帯、かつ、高齢、心身の障害及び傷病等の理由により食事の調理及び手配が困難な者だけで構成される世帯

○ 利用状況の推移

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ配食数	10,688食	7,252食	5,974食	4,912食	4,627食
年間利用実人数	79人	59人	47人	49人	52人

② 緊急通報システム事業(平成6年5月より実施)

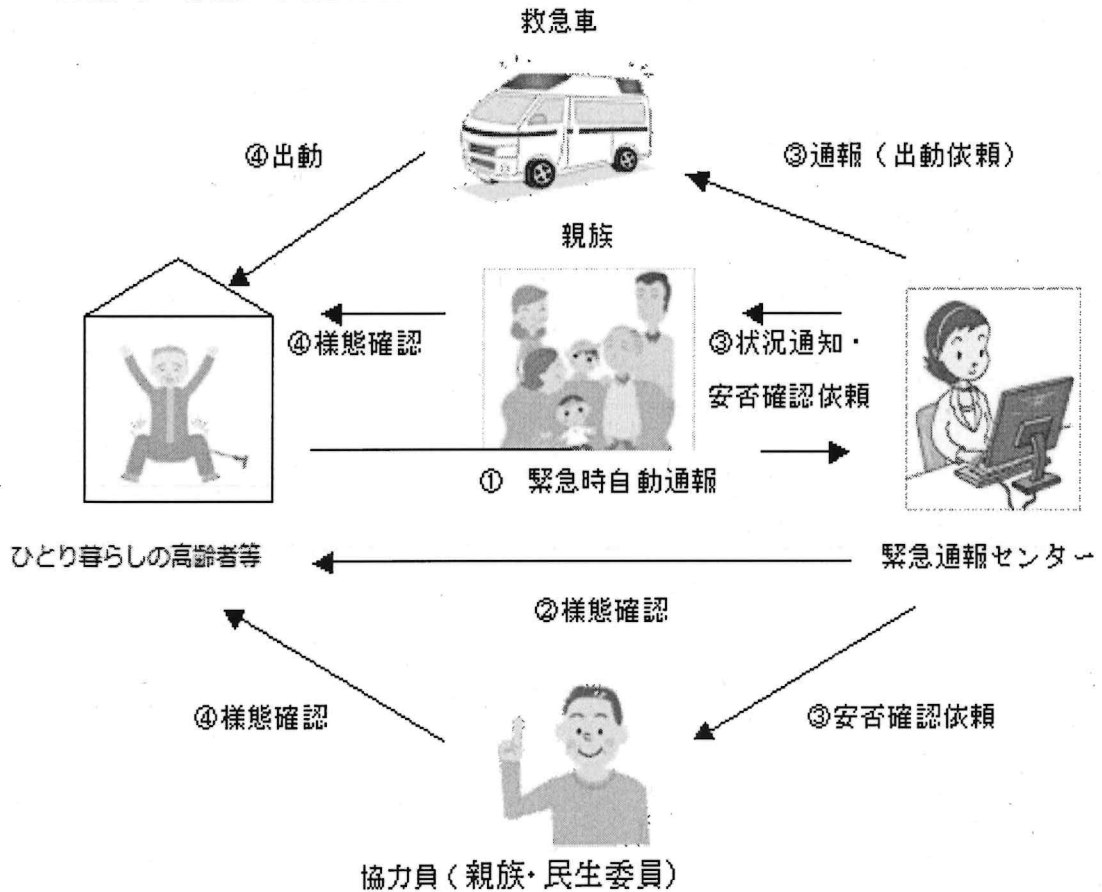
○ 事業の目的

ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯に対して、定期コールを実施して安否確認を図る。また、急病又は事故等の緊急時に迅速な援助を図るため、緊急通報用の機器を設置することにより、ひとり暮らし高齢者等の日常生活上の安全確保と不安を解消することを目的としている。

○ 利用対象者

1. 65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者。
2. 65歳以上の高齢者世帯で、いずれかが虚弱な場合。

～ 緊急時の救護・支援体制 ～



○ 利用状況の推移

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	114人	96人	95人	72人	107人

※令和5年度より携帯電話型に変更

(令和6年度は令和7年3月の利用者数です。)

資料:いきいき高齢支援課

③ 福祉電話設置事業

○ 事業の目的

ひとり暮らしの高齢者及び外出困難な重度身体障害者に対し、コミュニケーション及び緊急連絡の手段として福祉電話を貸与・設置し、日常の不安の解消や孤独感を和らげ、各種のサービスを提供し、福祉の増進に資することを目的とする。

○ 対象者

1. 在宅の65歳以上の虚弱なひとり暮らしの高齢者。
2. 外出困難な在宅の重度身体障害者。
3. 前各号に掲げる者に準ずると市長が認めた者。

○ 利用状況の推移

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	4人	4人	2人	1人	1人

④ 外出支援サービス事業

○ 事業の目的

一般の交通機関を利用することが困難な在宅の要援護高齢者に対し、リフト付車両により要援護高齢者の外出支援及び福祉の向上を図ることを目的とする。

○ 対象者

60歳以上の在宅の方で、一般の交通機関の利用が困難な方。(常時車いすの方)

○ 利用状況の推移

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用延べ人数	1,498人	1,802人	2,104人	1,740人	1,483人
利用延べ回数	2,012回	2,454回	2,875回	2,648回	2,514回

⑤ 在宅介護手当支給事業(平成8年度より実施)

○ 事業の目的

在宅で寝たきり高齢者、認知症高齢者を介護する介護者に対し、在宅介護手当を支給し、激励することにより、介護者の精神的、経済的負担の軽減を図り在宅福祉の定着、推進及び高齢者扶養意識の高揚、そして介護を行う家族を社会全体で支援していくことを通して介護世帯の福祉増進を推進している。

○ 対象者

要援護高齢者の日常生活を介護している者
介護者、要援護高齢者ともに市内に住所を有し、かつ居住していること。
介護者、要援護高齢者が属する世帯の最多所得者の前年の所得(1月から6月まで

に申請する者については前々年の所得)が1,000万円未満であること。

※要援護高齢者・・・年齢満65歳以上の者。

要介護3・4・5の認定を受けており、6か月以上継続して寝たきり状態又は認知症状態であることが医師の意見書・診断書により確認できる者。

○ 支給額等 月額 5,000円を4月及び10月に口座振込により支給。

○ 利用状況の推移

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支 給 額	7,120,000円	7,175,000円	7,185,000円	7,265,000円	8,255,000円
支給延べ人数(※)	265人	271人	268人	293人	323人

⑥ 介護用品支給事業(平成16年度より実施)

○ 事業の目的

在宅の寝たきり高齢者の介護者に対して、介護用品(支給証)を支給して扶助することにより、介護者の精神的及び経済的負担の軽減を図り、もって要援護高齢者の在宅生活の継続及び向上に寄与することを目的とする。

○ 対象者

65歳以上の在宅の方で要介護4・5の認定を受けている方を介護し、かつ、市県民税非課税世帯(要援護者及び介護者)

○ 支給内容 月額6,250円の介護用品支給証を交付する。

○ 利用状況の推移

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支給対象者人員	59人	56人	64人	86人	76人
支 給 額	2,868,057円	2,918,629円	3,053,065円	3,208,761円	3,639,180円

資料:いきいき高齢支援課

(2) 生きがいと健康づくり

高齢者の生きがいと健康づくり推進事業（平成元年度より実施）

高齢者が人間性豊かな社会の一員として生涯を健康で、かつ、生きがいを持って社会活動ができるよう地域社会の協力を得て高齢者の生きがいと健康づくり推進事業を実施し、現代社会に内在するさまざまな問題を積極的に取り上げ実践活動を総合的に展開することを目的とし、平成元年度から実施している。

平成17年度には、浦添市高齢者の生きがいと健康づくり推進会議（以下「推進会議」という。）を立ち上げ、浦添市老人クラブ連合会と浦添市かりゆしセンター理事会に委託して事業を実施している。

○ 令和6年度の事業実績

委 託 先	浦添市老人クラブ連合会	浦添市かりゆしセンター理事会
事 業 費	2,400,000円	1,440,000円
参加者延べ人数	1,758人	521人
実施回数	14回	42回
実施事業	① グランドゴルフ大会 ② ボウリング大会 等	① 折紙講座 ② 料理講座 等

(3) 祝い金

敬老祝金等支給事業(昭和47年度より実施)

この事業は、浦添市敬老祝金支給条例(平成元年6月制定)に基づく市単独事業で、カジマヤー及び新100歳の高齢者に対し、敬老祝金を支給して敬老の意を表し、あわせてその福祉を増進することを目的としている。(昭和47年5月から開始)

○ 敬老祝金(令和6年度実績)

支給対象者	祝金の額	支給人数	支給金額
カジマヤー	30,000円	107人	3,210,000円
新100歳	50,000円	23人	1,150,000円
計		130人	4,360,000円

(4) 老人クラブ連合会及び単位老人クラブ補助金

高齢者の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ、高齢者の生活を豊かなものとするとともに、明るく活力ある長寿社会づくりに寄与し、併せて本市の高齢者福祉行政の推進に寄与している。

○ 令和6年度補助額

- ・老人クラブ連合会 補助 2,686,000円
- ・単位老人クラブ 会員数に応じて補助 2,073,180円

資料:いきいき高齢支援課

3. 施設福祉対策

老人福祉施設には、環境上の理由及び経済的理由により、家庭で生活することが困難な高齢者を入所させる施設として、養護老人ホームがある。また高齢者の各種相談に応じ、生きがいと健康づくり等を実施する利用施設として老人福祉センター、地域福祉センター、かりゆしセンターがある。

(1) 入所施設

○ 養護老人ホーム

65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により自宅において養護を受ける事が困難な方を入所させる施設。

○ 養護老人ホームへの入所の流れ

1.相談・・・市民、社会福祉協議会、民生委員等の関係機関からの相談・連絡

↓

2.申請・・・浦添市役所 いきいき高齢支援課に申請書を提出

↓

3.調査・・・行政担当職員による本人の心身及び日常生活の状況・経済的状況等を調査

↓

4.審査・・・入所判定委員会による入所の可否決定

↓

5.入所依頼・入所承諾・・・入所できる施設の調査、入所依頼

○ 老人ホーム措置状況

単位：人

年度 区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間措置人数	3人	3人	2人	3人	2人

(2) 利用施設

無料、又は低額な料金で高齢者等に対して、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的として、本市には老人福祉センターと地域福祉センター、かりゆしセンターの3施設がある。

■老人福祉センター (令和8年4月1日以降、供用停止予定)

浦添市老人福祉センターは、本市に在住する60歳以上の高齢者に対して、各種の相談、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための施設を提供し、高齢者の方に健康で生きがいのある明るい生活を営ませることを目的としている。

○施設概要

区分	施設名	浦添市老人福祉センター
所在地		浦添市安波茶1-1-2 (中央公民館1階)
建物面積		958.91㎡ (地下158.00㎡、1階800.91㎡)
主な施設内容	地下	機械室
	1階	集会室、浴室、教養娯楽室、図書室、会議室、機能回復訓練室、生活及び健康相談室、事務室
総工費		130,748,000円
建物構造		鉄骨鉄筋コンクリート造
設置主体		浦添市
運営主体		(社)浦添市シルバー人材センター
併設施設		浦添市老人クラブ連合会事務所
施設の種類		A型
開所年月日		昭和54年4月1日
各種クラブ開設状況		三線、墨絵、歌声、詩吟、古典舞踊、日舞、囲碁、着付け、カラオケ、太鼓、書道、手芸、社交ダンス、レク古典、生け花、大正琴

- ・開館時間・・・午前9時～午後10時
- ・休館日・・・年末年始(12月29日～1月3日)
- ・利用対象者・・・市内在住の老人団体及び60歳以上の人その他、市長が許可した者
- ・使用料金・・・市内在住の60歳以上の人を利用する場合は無料(健康器具を利用する場合や部屋を専用で利用する場合は有料)

■地域福祉センター

浦添市地域福祉センターは、市民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図ることを目的としている。

○施設概要

区分	施設名
	浦添市地域福祉センター
所在地	浦添市内間2丁目18番2-101号
床面積	854.51㎡
主な施設内用	多目的ホール、研修室、トレーニング室、教養娯楽室、料理実習室、会議室
総工費	240,000,000円
建物構造	鉄筋コンクリート造
設置主体	浦添市
運営主体	(社)浦添市シルバー人材センター
併設施設	神森中校区地域保健福祉センター事務所
開所年月日	平成11年4月1日
各種クラブ開設状況	囲碁、健康レク体操、民謡・三線、大正琴

- ・開館時間……午前9時～午後10時
- ・休館日……年末年始(12月29日～1月3日)
- ・利用対象者……市民及び市内を活動拠点とする公共的団体等
- ・利用料金……個人で利用する場合は無料(健康器具を利用する場合や部屋を専用で利用する場合は有料)

■かりゆしセンター

かりゆしセンターは、40歳以上の中高齢者の福祉増進及び福祉意識の高揚を図ることを目的としている。

○施設概要

区分	施設名
	浦添市かりゆしセンター
所在地	浦添市西原4丁目11番8号 2階
床面積	1,178.14㎡ (平成23年3月 31.24㎡ 増築)
主な施設内用	集会室、料理実習室、教養娯楽室、トレーニング室、事務室
総工費	345,226,000円
建物構造	鉄筋コンクリート造 (地下1階、地上3階)
設置主体	浦添市
運営主体	浦添市かりゆしセンター理事会
併設施設	浦西中校区地域保健福祉センター事務所
開所年月日	平成17年6月1日
各種クラブ開設状況	囲碁、健康レク体操、民謡・三線、大正琴、コーラス、詩吟、琉舞、空手、ちぎり絵、折り紙

- ・開館時間……午前9時～午後10時
- ・休館日……年末年始(12月29日～1月3日)
- ・利用対象者……市内在住の老人団体及び40歳以上の中高齢者、その他市長が許可した者
- ・使用料金……個人で利用する場合は無料(健康器具を利用する場合や部屋を専用で利用する場合は有料)

資料:いきいき高齢支援課

4. 成年後見制度

(1) 成年後見制度の概要

判断能力が不十分な方の財産管理や身上保護を、本人に代わって法的に権限が与えられた代理人(成年後見人等)が行い、本人が安心して生活できるよう本人を保護し、支援する制度である。

(2) 成年後見制度の種類

- (1) 任意後見制度
- (2) 法定後見制度(補助・保佐・後見)

(3) 事業内容

- (1) 成年後見制度による保護が必要であるにもかかわらず、身寄りがないなどの理由により申立てをする者がいない者に対して、その福祉を図るため特に必要があると市長が認めるときは、市長による申立てを行う。
- (2) 成年後見制度を利用するにあたって、助成を受けなければ制度の利用が困難な者を対象に申立てに要する経費及び成年後見人等の報酬について被後見人等に助成金を交付する。

(4) 事業実績

年 度	審判請求件数	後見人等決定件数	助成金交付件数
令和元年度	10件	16件	2件
令和2年度	8件	8件	11件
令和3年度	12件	10件	15件
令和4年度	2件	5件	15件
令和5年度	3件	3件	17件
令和6年度	6件	3件	12件

※65歳以上の高齢者分

資料:いきいき高齢支援課

5. 介護保険

(1) 概要

「介護保険はみんなで支え合う制度です。」

だれもが、介護が必要になっても安心して、自分らしく暮らせる老後を望んでいます。

本格的な高齢社会を迎えている我が国では、介護が必要な高齢者が急速に増え、介護する人の高齢化も進んできています。また、働きに出る女性も増えるなど、家族だけで介護することは難しくなっています。

こうした中、介護を国民みんなで支える社会保険制度として「介護保険制度」が平成12年にできました。

介護保険制度は、介護を必要とするご本人や、そのご家族が抱えている介護の不安や負担を社会全体で支え合うための社会保険制度で、40歳以上のすべての方々に加入していただいております。

これまでの制度改正を経て、より地域に密着したサービスの提供や介護予防の視点に重点をおき、地域の要介護者等が持てる能力に応じた日常生活を営むことができるよう基盤整備に取り組んでおります。

(2) 第1号被保険者数

年齢区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
65歳以上75歳未満	12,945	12,689	12,657	12,598
75歳以上	10,832	11,414	11,885	12,326
(再掲)外国人被保険者	52	60	63	66
(再掲)住所地特例被保険者	230	223	219	241
計	23,777	24,103	24,542	24,924

(3) 要介護(要支援)認定者数・受給者数

要介護(要支援)認定者数

(介護保険事業状況報告 令和6年度年報より)

項目	要支援1	要支援2	小計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	小計	合計
第1号被保険者	296	475	771	767	680	667	819	437	3,370	4,141
65歳以上75歳未満	51	82	133	78	85	86	90	58	397	530
75歳以上	245	393	638	689	595	581	729	379	2,973	3,611
第2号被保険者	7	31	38	24	17	23	22	14	100	138
総数	303	506	809	791	697	690	841	451	3,470	4,279

要介護(要支援)受給者数

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
要介護(支援)認定者数	3,738	3,909	4,059	4,279
居宅介護(介護予防)サービス受給者数(延べ人数)	29,747	31,271	33,167	35,042
地域密着型(介護予防)サービス受給者数(延べ人数)	4,306	4,398	4,514	4,651
施設介護サービス受給者数(延べ人数)	5,841	6,135	5,969	5,977

資料:いきいき高齢支援課

(4) 要介護（支援）認定

介護保険サービスを利用するには、要支援1から要介護5までの要介護状態区分(要介護度)の認定を受ける必要があります。要介護認定の申請はいきいき高齢支援課にて行い、認定申請後は、主治医意見書の入手および訪問による認定調査が行われます。その後、主治医意見書、認定調査結果をもとに介護認定審査会資料を作成し、介護認定審査会において、要介護状態区分(要介護度)についての審査判定を行います。

認定申請から認定結果通知までの業務の流れ

まずは、お住まいの地域包括支援センターで相談します。
(希望する介護保険サービスが明確な場合には直接役所の窓口でも可)

①要介護・要支援認定申請(新規・更新・区分・要支援者の要介護新規申請)

○本人・家族・地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・介護保険施設等による申請

○40～64歳の被保険者については、医療保険に加入していることと16の特定疾病に該当することが要件

②介護保険主治医意見書の作成依頼、介護認定調査員による訪問調査の実施

○主治医意見書の記載・回収

○認定調査の実施、調査票作成、点検

③介護認定審査会資料の作成、介護認定審査会委員への事前配布(コンピューターによる一次判定結果、主治医意見書・調査員特記事)

④介護認定審査会の開催(保健・医療・福祉の専門職種) (一次判定内容の確認、修正後、二次判定の実施、有効期間の設定)

⑤要介護認定・要支援認定等結果通知書・介護保険被保険者証の発送

※ 要介護・要支援認定後は、各自において地域包括支援センター・居宅介護支援事業所との契約、ケアプラン作成後、介護保険サービス利用の流れとなる。

(5) 給 付

受けられるサービスの内容

介護を必要とする状態になっても自立した生活が送れるよう、介護保険サービスが受けられます。

①サービスの種類と内容

在宅サービスと施設サービスがあり、受けられるサービスは要介護状態によって異なります。



②保険給付費の状況 (令和6年度)

サービス区分	保険給付費(円)	年間利用延べ日数 または回数(日、回)	年間利用延べ人 員(人)
① 居宅介護サービス給付費	4,255,059,992	1,151,991	71,169
訪問介護	692,274,285	108,098	6,588
訪問入浴介護	14,825,218	1,199	257
訪問看護	153,620,471	22,790	4,494
訪問リハビリテーション	54,855,655	8,751	1,381
通所介護	2,351,448,103	285,152	16,822
通所リハビリテーション	437,128,911	50,742	4,566
福祉用具貸与	241,747,874	619,247	21,556
短期入所生活介護(福祉)	59,733,928	6,329	996
〃 療養介護(老健)	21,406,912	1,699	312
〃 療養介護(医療)	-	-	-
居宅療養管理指導	70,027,166	24,712	13,394
特定施設入居者生活介護	157,826,178	23,242	801
特定施設入居者生活介護(短期利用型)	165,291	30	2
特別診療費	-	-	-
特定診療費	-	-	-
特別療養費	-	-	-
② 施設介護サービス給付費	1,826,114,504	175,751	6,600
介護老人福祉施設サービス	858,223,219	87,025	2,993
介護老人保健施設サービス	817,620,960	76,609	2,778
介護医療院	141,884,044	12,117	409
特定診療費	-	-	-
特別療養費	44,064	-	11
食事費用額	-	-	-
特別診療費	8,342,217	-	409
緊急時施設診療費	-	-	-
③ 地域密着型介護サービス給付費	749,266,002	86,703	4,812
認知症対応型共同生活介護	236,390,044	26,987	927
認知症対応型通所介護	29,219,166	2,763	122
小規模多機能型居宅介護	247,716,086	24,462	1,097
小規模多機能型居宅介護(短期利用型)	-	-	-
地域密着型通所介護	169,582,001	22,819	2,330
特定施設入居者生活介護	60,687,602	9,080	311
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	953,123	365	12
看護小規模多機能型居宅介護	4,717,980	227	13
④ 居宅介護福祉用具購入費	7,612,551	-	233
⑤ 居宅介護住宅改修費	19,344,131	-	178
⑥ 居宅介護サービス計画給付費	458,796,194	-	28,162
⑦ 特定入所者介護サービス費	142,208,474	116,540	4,428

(単位:円、日、回、人)

サービス区分	保険給付費(円)	年間利用延べ日数 又は回数 (日、回)	年間利用延べ 人員(人)
⑧ 介護予防サービス給付費	97,853,631	119,311	5,851
介護予防訪問介護	-	-	-
介護予防訪問入浴	0	-	-
介護予防訪問看護	13,287,856	2,441	474
介護予防訪問リハビリテーション	8,663,710	1,529	278
介護予防通所介護	-	-	-
介護予防通所リハビリテーション	45,803,954	7,964	1,279
介護予防福祉用具貸与	22,212,001	104,979	3,558
介護予防短期入所生活介護(福祉)	505,125	76	15
" 療養介護(老健)	34,020	4	1
" 療養介護(医療)	0	-	-
介護予防居宅療養管理指導	1,119,377	328	178
介護予防特定施設入居者生活介護	6,227,588	1,990	68
介護予防特定診療費	0	-	0
⑨ 地域密着型介護予防サービス給付費	6,038,748	770	29
介護予防認知症対応型共同生活介護	5,684,760	710	24
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	353,988	60	5
⑩ 介護予防福祉用具購入費	1,991,580	-	65
⑪ 介護予防住宅改修費	7,863,083	-	69
⑫ 介護予防サービス計画給付費	20,876,300	-	4,532
⑬ 特定入所者介護予防サービス費	30,388	34	7

介護給付費 ① ～ ⑦ =	7,458,401,848
予防給付費 ⑧ ～ ⑬ =	134,653,730
審査支払手数料 =	9,874,593
高額介護サービス給付費 =	226,784,945
高額医療合算介護サービス給付費 =	17,816,896
合 計	7,847,532,012

資料:いきいき高齢支援課

(6) 介護保険料

65歳以上の方の保険料

介護保険料は、介護保険事業計画に基づき3年ごとに見直しを行います。

これにより令和6年度から下記の表のとおり介護保険料を改定しています。

より細やかな所得段階及び保険料率の設定のために、令和3年度から令和5年度まで12段階としていた保険料の所得段階を15段階としています。

◆ 介護保険料の決まり方は？

* 第9期(令和6年度～令和8年度)の3年間にかかる給付費の推計に基づき、決定します。

* 「基準額」をもとに被保険者本人及びその世帯の課税状況に応じて第1～15段階の保険料が決定されます。

* 所得段階を多く設定することで、低所得者の負担が重くならないように配慮しています。

[令和7年度]

単位:円

所得段階	対象者		算出割合	保険料								
第一段階	世帯非課税	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者 ・本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額の合計が80万9千円以下の方	基準額 × 0.285	月額	1,938							
				年額	23,256							
				第二段階	・本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額の合計が80万9千円を超えて120万円以下の方	基準額 × 0.365	月額	2,482				
年額	29,784											
第三段階	世帯課税	本人非課税	・本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額の合計が120万円を超える方	基準額 × 0.685	月額	4,658						
年額					55,896							
第四段階					・本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額の合計が80万9千円以下の方	基準額 × 0.9	月額	6,120				
年額							73,440					
第五段階					・本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額の合計が80万9千円を超える方	基準額	月額	6,800				
年額							81,600					
第六段階					本人課税	本人課税	・前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 × 1.2	月額	8,160		
年額									97,920			
第七段階									・前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 × 1.3	月額	8,840
年額											106,080	
第八段階									・前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 × 1.5	月額	10,200
年額											122,400	
第九段階									・前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 × 1.7	月額	11,560
年額											138,720	
第十段階									・前年の合計所得金額が420万円以上620万円未満の方	基準額 × 1.9	月額	12,920
年額	155,040											
第十一段階	・前年の合計所得金額が620万円以上820万円未満の方	基準額 × 2.1	月額	14,280								
年額			171,360									
第十二段階	・前年の合計所得金額が820万円以上1,000万円未満の方	基準額 × 2.3	月額	15,640								
年額			187,680									
第十三段階	・前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	基準額 × 2.4	月額	16,320								
年額			195,840									
第十四段階	・前年の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方	基準額 × 2.5	月額	17,000								
年額			204,000									
第十五段階	・前年の合計所得金額が2,000万円以上の方	基準額 × 2.6	月額	17,680								
年額			212,160									

保険料収納状況（令和6年度）

① 所得段階別第1号被保険者数

単位:人、円

所得段階	標準割合	年度末現在被保険者数	標準月額保険料
第1段階	十分の四・五五	5,934	6,800
第2段階	十分の六・八五	1,841	
第3段階	十分の六・九	1,520	
第4段階	十分の九	2,772	
第5段階	十分の十	2,105	
第6段階	十分の十二	3,413	
第7段階	十分の十三	3,527	
第8段階	十分の十五	1,628	
第9段階以上	十分の十七～二十六	2,184	
計		24,924	

② 収納状況

(還付未済額を除いた実質収納額)

徴収区分	収納件数(件)	収納額(円)	収納率(%)
特別徴収	125,932	1,644,992,178	100.23
普通徴収	現年度分	28,147	244,825,405
	滞納繰越分		6,286,128
計		1,896,103,711	96.26

③ 所得段階区分別保険料の状況

特別徴収

	調定額(円)	収納額(円)	収納率(%)	収納構成比(%)
第1段階	103,436,930	104,334,552	100.87	6.34
第2段階	51,632,730	51,944,600	100.60	3.16
第3段階	81,308,958	81,623,504	100.39	4.96
第4段階	166,684,040	166,884,560	100.12	10.15
第5段階	168,056,296	168,304,296	100.15	10.23
第6段階	294,448,650	295,118,014	100.23	17.94
第7段階	330,185,092	330,694,772	100.15	20.10
第8段階	163,798,052	163,971,472	100.11	9.97
第9段階	76,177,132	76,311,052	100.18	4.64
第10段階	77,431,612	77,524,792	100.12	4.71
第11段階	36,199,924	36,231,124	100.09	2.20
第12段階	15,658,460	15,736,520	100.50	0.96
第13段階	30,138,980	30,185,480	100.15	1.83
第14段階	14,008,000	14,008,000	100.00	0.85
第15段階	32,101,760	32,119,440	100.06	1.95
計	1,641,266,616	1,644,992,178	100.23	100.00

普通徴収

	調定額(円)	収納額(円)	収納率(%)	収納構成比(%)
第1段階	33,970,422	30,112,574	88.64	12.30
第2段階	4,160,584	3,753,298	90.21	1.53
第3段階	3,922,964	3,572,964	91.08	1.46
第4段階	35,497,250	29,387,232	82.79	12.00
第5段階	5,989,424	4,971,748	83.01	2.03
第6段階	40,286,800	34,448,136	85.51	14.07
第7段階	41,376,533	35,499,278	85.80	14.50
第8段階	32,844,618	31,189,098	94.96	12.74
第9段階	15,389,218	14,221,378	92.41	5.81
第10段階	20,498,388	19,752,048	96.36	8.07
第11段階	9,483,751	9,361,651	98.71	3.82
第12段階	4,605,255	4,249,275	92.27	1.74
第13段階	9,320,435	9,273,435	99.50	3.79
第14段階	5,589,975	5,569,575	99.64	2.27
第15段階	9,397,035	9,463,715	100.71	3.87
計	272,332,652	244,825,405	89.90	100.00
滞納繰越分	56,101,560	6,286,128	11.20	
合計	1,969,700,828	1,896,103,711	96.26	

6. 後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療制度は、高齢化に伴い増大する医療費を社会全体で支えるため、現役世代と高齢世代の負担を明確化し公平でわかりやすくするための制度です。制度の運営は、都道府県ごとに設置された後期高齢者医療広域連合が保険者となり、市町村と協力して運営します。

後期高齢者医療広域連合の区域内である市町村に住むすべての75歳以上の人(一定の障がいがあり広域連合の認定を受けた65歳以上の人)が被保険者となります。

本市における後期高齢者医療被保険者数の推移 各年度3月31日現在(単位:人、%)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総人口	115,422	115,112	114,868	114,825	114,803
被保険者	9,957	10,081	10,660	11,079	11,496
総人口に占める割合	8.63%	8.76%	9.28%	9.65%	10.01%

資料：国民健康保険課

(1) 後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療制度の被保険者となる方全員が、一人ひとり保険料を納めます。75歳(一定の障がいがある方は65歳)になると、これまで保険料を負担していなかった被用者保険(健康保険組合や共済組合などの医療保険)の被扶養者だった方も、保険料を納める必要があります。保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となり、後期高齢者医療広域連合ごとに決められています。(※保険料の額を決める基準については2年ごとに設定されます。)

$$\begin{aligned}
 \text{一人当たりの保険料} &= \text{均等割額} + \text{所得割額} \\
 (\text{賦課限度額:80万円}) & \quad 56,400 \text{円} \quad \text{基礎控除(43万円)後の} \\
 & \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \text{総所得金額等} \times 11.60\%
 \end{aligned}$$

※ 保険料賦課限度額

平成 26～29 年度	平成 30・令和元年度	令和2・3年度	令和4・5年度	令和6・7年度
57 万円	62 万円	64 万円	66 万円	80 万円

● 保険料の納め方

保険料は、原則として年金（年額 18 万円以上の方）から天引き（特別徴収）される仕組みとなります。申請により、口座振替への変更も可能です。年金から天引きができない方については、納付書または口座振替で納めていただきます（普通徴収）。

● 保険料を滞納すると

特別な理由がなく保険料を滞納した場合は、財産差押などの滞納処分を受けることがあります。

● 保険料の減免制度

沖縄県では、下記のような条件に該当する方は、一定の基準を満たせば、保険料の減免の適用を受けられる場合があります。

- ・ 震災、火災、風水害等の災害により住宅等の財産に損害を受けた場合・干ばつ等の災害により農作物等の不作に見舞われた場合・失業、事業の休廃止等により収入が著しく減少した場合など。

資料：国民健康保険課

(2) 給付事業について

● 療養給付費（診療費〈入院・入院外・歯科〉、調剤及び食事等に係る分）

後期高齢者医療被保険者の医療機関窓口における自己負担割合は、所得によって異なり、1割、2割、3割の区分があります。自己負担額を除いた額は後期高齢者医療（保険）が負担します。

また、1ヶ月の医療費（入院費を含む）の自己負担限度額が、所得割合に応じた限度額を超えた場合、超えた部分について高額療養費として後期高齢者医療（保険）が負担します。

● 療養費

次のようなときは、いったん全額自己負担になりますが、申請して認められれば後期高齢者医療（保険）から、自己負担分を除いた額があとから支給されます。

- ・事故や急病でやむを得ず被保険者証を持たずに診療を受けたとき
- ・海外渡航中に急病で診療を受けたとき（治療を目的として海外へ渡航された場合は対象外）。
- ・医師が治療上必要と認め輸血した生血代を負担したとき
- ・コルセットなどの補装具代がかかったとき
- ・骨折やねんざなどで柔道整復師の施術を受けたとき
- ・はり、きゅう、マッサージなどを受けたとき（医師の同意書または診断書が必要）

● 移送費

医師の指示があり、緊急にやむを得ず行った重病人の移送で費用がかかったときは、沖縄県後期高齢者医療広域連合が必要と認めた場合に支給されます。

● 訪問看護ステーションなどを利用したとき

医師の指示により訪問看護ステーションなどを利用した場合、被保険者証を提示することで、医療機関で受診した場合と同様の取り扱いとなります。

● 葬祭費の支給

被保険者が亡くなったときに、葬祭を行った方が申請すると、葬祭費が2万円支給されま

● 交通事故や傷害にあった場合（第三者行為）

交通事故、施設での事故等で、第三者の行為によって病気やケガをした場合でも、届け出により後期高齢者医療制度で医療を受けることができます。この場合、後期高齢者医療

制度が医療費を立て替え、あとで加害者に費用を請求することになります。

(3) 長寿健康診査について

後期高齢者医療広域連合では、生活習慣病の早期発見・早期治療を目的として年1回、無料で健康診査を実施します。

本市における長寿健診受診者数の推移 各年度3月末現在(単位:人、%)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者数	9,279	9,173	9,285	9,937	10,527
受診者数	2,707	2,390	2,640	2,846	2,837
受診率	29.2%	26.1%	28.4%	28.6%	26.9%

※沖縄県後期高齢者医療広域連合資料より

(4) 医療費について

本市における医療費の推移 各年度3月末現在(単位:円、%)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
医療費 総額	10,340,072,728	10,454,539,464	10,755,272,402	11,838,362,538	11,925,283,653
一人当 たりの 医療費	1,030,514	1,049,863	1,042,784	1,091,496	1,053,470

※沖縄県後期高齢者医療広域連合資料より

資料: 国民健康保険課

7. 地域支援事業

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

平成18年4月から実施してきました旧介護予防事業については、平成28年3月より介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)へ移行しています。介護予防・日常生活支援総合事業では、要支援1・2 認定者及び基本チェックリストによる該当者(事業対象者)を対象に介護予防ケアマネジメント等を実施し、必要な介護予防・生活支援サービスを提供しています。また、65歳以上の一般高齢者を対象とした介護予防に関する普及啓発等を実施しています。

①介護予防・生活支援サービス実績

これまで介護予防給付として提供してきた介護予防訪問(通所)介護に相当するサービスをはじめ、多様な生活支援のニーズに対して、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス(サービスC:運動機能向上、口腔機能向上、栄養改善)、掃除・洗濯等の生活援助に特化したサービス等(サービスA)を実施しています。

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本チェックリスト実施数	983人	1,313人	1,317人
介護予防訪問介護相当サービス(延人数)	1,239人	1,324人	1,554人
訪問型サービスC(延人数)	44人	121人	151人
訪問型サービスA(延人数)	29人	13人	48人
介護予防通所介護相当サービス(延人数)	3,316人	3,486人	3,734人
通所型サービスC(延人数)	208人	471人	475人

②一般介護予防事業における介護予防普及啓発実績

介護予防活動の普及啓発を目的に、筋力トレーニング教室、体操教室、栄養教室などの介護予防教室をはじめ、介護予防月間での介護予防に関する講演会等を実施しています。

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
講演会等	開催回数	63回	16回	14回
	参加者延人数	296人	466人	206人
イベント等	開催回数	20回	74回	93回
	参加者延人数	879人	2,635人	1,609人
介護予防教室等	開催回数	1,902回	1,751回	1,685回
	参加者延人数	9,093人	11,146人	12,011人

(2) 包括的支援事業（地域包括支援センター）

地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において実施する役割を担っています。

地域包括支援センターでは、①第一号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)②総合相談支援業務(地域の高齢者の実態把握や、地域におけるネットワーク構築、地域における適切なサービス、関係機関または制度の利用につなげる等の支援)③権利擁護業務(日常生活自立支援事業や成年後見制度などのサービスや機関につなぐ、高齢者虐待の防止、早期発見など高齢者の権利擁護のための必要な援助)④包括的・継続的ケアマネジメント業務(支援困難事例等への指導・助言、地域のネットワークづくり等、介護支援専門員に対する支援等)などを実施しています。また市町村の指定を受けて、指定介護予防支援事業者として要支援者を対象とする予防給付のマネジメント(介護予防支援)も行っています。

浦添市内では5カ所の地域包括支援センターがあり、担当日常生活圏域(中学校区)毎に活動しております。

相談件数等(延件数)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談内容の概要(延件数)		7,136	8,037	9,755	10,487
内 訳 (重複有)	1. 介護保険、医療・保健・福祉サービスに関すること	9,201	9,971	13,288	13,061
	2. 権利擁護(成年後見制度等)に関すること	766	690	1,449	1,156
	1)再掲:高齢者虐待に関すること	212	218	492	464
	3. その他	2,409	2,874	3,961	5,038

浦添市地域包括支援センター 一覧

(令和7年4月1日現在)

名 称	担当圏域	電話番号	所在地
地域包括支援センターていだ	神森中学校区	098-870-0150	内間4-23-21 かりまた内科医院2階
地域包括支援センターさつとん	浦添中学校区	098-877-3103	経塚1-17-1 経塚ゆいまーるセンター2階
地域包括支援センターみなとん	港川中学校区	098-876-3710	伊祖4-16-1 旧浦添総合病院地下1階
地域包括支援センターライフサポート	仲西中学校区	098-875-2560	宮城3-13-11 つばめ荘102号
地域包括支援センターゆいまある	浦西中学校区	098-917-5320	西原2-3-7 1階

資料:いきいき高齢支援課